発議第4号

ゆうステーション周辺整備特別委員会設置に関する決議

次のゆうステーション周辺整備特別委員会を設置するものとする。

記

１．名　　　称　　　ゆうステーション周辺整備特別委員会

２．設置の根拠　　　地方自治法１１２条及び会議規則第１４条

３．目　　　的　　　ゆうステーションの周辺整備の検討を目的として

４．委員の定数　　　１１人